

消費者被害防止啓発放送等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「長野県県民文化部くらし安全・消費生活課」が発注する「消費者被害防止啓発放送等業務」を受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めたものです。

1 目的

高齢者をターゲットにした「オレオレ詐欺」や年代を問わない「架空請求詐欺」などの特殊詐欺被害が後を絶ちません。

そこで、県では昨年度から「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンを実施して、単なる周知ではなく、消費者の危機意識や当事者意識の醸成を図っていますが、今年度は対象を更に拡大し、高齢の親や祖父母を持つ働き盛り世代（概ね 20 歳代～50 歳代）に対して、「自分の親や祖父母を特殊詐欺から守る。」という意識の醸成を目的にテレビ放送、シネアド、県内プロサッカーチームと連携した消費者被害防止啓発活動の実施を中心とした効果的な啓発活動を行うことにより消費者被害の未然防止を図ります。

2 委託する業務の内容

本業務の仕様書は別添 1 のとおりです。

3 委託期間

契約締結日から平成 29 年 1 月 31 日まで

4 委託概算額

9,000,000 円（消費税込み、上限金額）

5 契約書（案）

別添 2 のとおりです。

6 委託契約候補者の選定

本業務の委託契約候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

業務受託を希望される方は、プロポーザルに参加し、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について審査の上、最も優れた制作能力を有すると認められる者を委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担になります。

7 プロポーザルに関する手続き

(1) 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する方は、「公募型プロポーザル参加申込書」（要領様式第 1 号）を次のとおり提出してください。

ア 提出期限 平成 28 年 6 月 17 日（金） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法

郵送、持参、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課（連絡先は 9 を参照）まで提出してください。なお、FAX 及び電子メールでの提出の場合は必ず電話で着信・到達の確認をお願いします。

また、参加申し込みを表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。

(2) プロポーザル参加の条件

- ア 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされたものでないこと
- ウ 7の(1)の参加申込書の提出期限の日において長野県会計局長から、「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと
- エ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- オ 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課で行う打ち合わせに常時参加できる体制を取れる者であること
- カ 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること
- キ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること

(3) 説明会の開催

プロポーザル参加申込者に対して、次のとおり説明会を開催します。なお、説明会を欠席した場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

- ア 日 時 平成28年6月20日(月)午後1時30分から
- イ 場 所 長野県北信消費生活センター 教室(住所は9を参照)
- ウ 費 用 説明会参加のための交通費等の諸費用は参加者の負担になります。

(4) 応募に関する質問

提案書の作成に関する質問については、以下の手順により受け付けます。

- ア 受付期限 平成28年6月24日(金)午後5時まで
- イ 質問様式 様式は任意としますが、以下の事項を明記してください。
 - ・ 件名は「消費者被害防止啓発放送等業務に関する質問」としてください。
 - ・ 質問者の会社・団体名、所在地、部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。
 - ・ 提案書の審査に係る質問には回答できません。
- ウ 送付方法
郵送、持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課(連絡先は9を参照)まで提出してください。なお、FAX及び電子メールでの提出の場合は必ず電話で着信・到達の確認をお願いします。
- エ 回答方法
質問者及び説明会参加者全員に対して、原則として電子メールにより回答します。

(5) 提案の方法

プロポーザル参加者は、要領様式第2号に提案書及び必要書類を添えて、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書(要領様式第3号)

別添1の「仕様書」の内容に対して最適と思われる内容を検討の上、以下について記載してください。(「仕様書」の4(3)「県内プロサッカーチームと連携した消費者被害防止啓発活動の実施への支援」については、審査対象外とします。)

・ 提案書①【事業実施方針】

企画全体のコンセプト、構成及び効果

・ 提案書②【テレビ放送を中心とした消費者被害防止キャンペーンの企画】

企画の内容のイメージが想起できるものを提出してください。

放送については、放送局名、放送期間、放送内容、放送時間、放送本数などを記載してください。

テレビ放送以外の広報媒体を活用する場合は、その媒体を選択した理由や効果等について記載してください。

・提案書③【シネアドを活用した消費者被害防止CMの企画】

シナリオ、絵コンテ等を用いてイメージが想起できるものを提出してください。上映については、上映時期、上映予定の映画作品など、上映スケジュールを記載してください。

効果測定の有無、方法等について記載してください。

(イ) 今回の委託業務担当予定者が、元請受注者として過去に制作したCM等の映像作品の中から、次の点に留意して作品を選び、5分以内にまとめてDVDにコピーして提出すること。

- ・自己の制作能力等を最もアピールできると判断したもの。
- ・本制作業務のテーマ（内容）に比較的近いもの。

(ウ) 経費見積書（要領様式第4号）

(エ) 過去の同種または類似の業務実績書（要領様式第5号）

(オ) 会社概要やパンフレット（写しでも可）

イ 提出部数及び提出方法

(ア) 提案書と添付書類等すべて10部（原本1部、コピー9部）提出してください。
・要領様式第2号及び映像作品DVDは1部（枚）の提出で構いません。

(イ) 郵送又は持参により提出してください。

ウ 提出された提案書等の取扱い

(ア) 提出された提案書等は返却いたしません。

(イ) 提出された提案書等は提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成します。

(ウ) 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認められません。

エ 提出先 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

オ 提出期限 平成28年7月4日（月） 午後5時

(6) 委託候補者の選定

ア 委託候補者の選定は、「消費者被害防止啓発放送等業務委託 委託先選定審査会」における審査によって行います。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーションを行い、仕様書の方針を前提として、別表の「審査の観点」により行います。

ウ 審査は2段階に分けて行います。一次審査（書類審査）で一定数の者（5者）を選定し、その中から二次審査（プレゼンテーション審査）で委託候補者の1者を選定します。

なお、プロポーザル参加者が一定数（10者）以下の場合には、一次審査は行いません。

エ 「審査の観点」に基づく評価基準は、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」の5段階で行い、各審査委員の採点点数の合計得点が最も高い者を委託候補者として選定します。

なお、一次審査で「不可」のあった者は、原則として選定しないものとします。

オ 二次審査の日時（平成28年7月8日（金）を予定）は、一次審査の通過者に対して別途御連絡します。

カ 二次審査の際に資料を追加することはできません。

キ 二次審査では、提出いただいた提案書の説明及びDVDの上映・説明を行っていただきます。

ク 提出書類等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効になります。

ケ 選定結果については、別途文書で通知します。

コ 非選定者の方は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日以内に、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課に対して書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができます。回答は、説明を求める書面を同課が受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に行います。

8 委託候補者の選定後の手続き

県は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、上記7の（6）で選定された委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

なお、契約にあたっては、提案内容をもとに細部について長野県県民文化部くらし安全・消費生活課と打ち合わせを行っていただきます。

9 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒380-0936

長野市大字中御所字岡田 98-1

（長野保健福祉事務所庁舎1階）

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係

（長野県北信消費生活センター）

担当者 戸田智万（課長）、菊池康文、谷地奈央美

電 話 026-223-6770

F A X 026-223-6771

Eメールアドレス kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

(別表)

委託候補者を選定する際の審査の観点

提出区分	審査の観点
提案書① 【事業実施方針】	○コンセプトが「消費者被害防止」を図るためにふさわしいものであるか。 ○仕様書に沿って、事業の目的を十分達成できる構成となっているか。
提案書② 【テレビ放送を中心とした消費者被害防止キャンペーンの企画】	○働き盛り世代、高齢者、若者それぞれのターゲットに受け入れやすい内容（工夫や配慮）となっているか。 ○特殊詐欺や悪質商法に対する危機意識や当事者意識を醸成する内容となっているか。 ○働き盛り世代に対して「自分の親や祖父母を特殊詐欺から守る。」という意識を醸成する内容となっているか。 ○効果的な広報媒体が活用されているか。
提案書③ 【シネアドを活用した消費者被害防止CMの企画】	○働き盛り世代に対して「自分の親や祖父母を特殊詐欺から守る。」という意識を醸成する内容となっているか。 ○効果が期待できる上映方法となっているか。 ○効果測定が可能となっているか。
提案書共通	○幅広い年齢層にも不快感や嫌悪感を抱かせず、視聴等が可能な内容であるか。（県民にとって親しみやすい内容となっているか。） ○消費者被害を受けた人の心情に配慮しているか。 ○提案の内容に統一性が図られているか。 ○放送時期や季節を問わず、利用可能な内容であるか。 ○市町村や金融機関、医療機関等での放送が可能となっているか。 ○個人情報の保護及び管理が適切に行われているか。
添付書類等 【経費見積書】 【過去の同種または類似の業務実績書】 【会社概要等】 【映像作品DVD】	○業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、企画の対象や内容、効果等から見て適切な範囲内であるか。 ○各業務の運営を円滑かつ効果的に行うことが見込まれるか。